

海洋生物資源の採捕の数量、漁獲努力量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年12月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第67号

海洋生物資源の採捕の数量、漁獲努力量等の報告に関する規則の一部を改正する規則
海洋生物資源の採捕の数量、漁獲努力量等の報告に関する規則（平成8年香川県規則第64号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(採捕の数量等の報告者)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(採捕の数量等の報告の方法)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる漁業により採捕されたまあじ、まいわし並びにまさば及びごまさば</p> <p>(2) 前条第2号に掲げる漁業により採捕されたまいわし</p>	<p>(採捕の数量等の報告者)</p> <p>第2条 法第17条第3項の規則で定める者は、次に掲げる漁業を営む者（以下「採捕の数量等の報告者」という。）とする。</p> <p>(1) 定置網漁業（漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第3項に規定する定置漁業をいう。）</p> <p><u>(2) 落とし網漁業（漁業法第6条第5項第2号に規定する第2種共同漁業である落とし網漁業をいう。）</u></p> <p><u>(3) 瀬戸内海機船船びき網漁業（漁業法第66条第2項に規定する瀬戸内海機船船びき網漁業をいう。）</u></p> <p>(採捕の数量等の報告の方法)</p> <p>第3条 法第17条第3項の規定による報告は、次に掲げる第1種特定海洋生物資源について、月の末日ごとに当該月のいずれかの日に陸揚げされた当該第1種特定海洋生物資源の採捕の数量を集計し、翌月の10日までに行うものとする。</p> <p>(1) 前条第1号又は第2号に掲げる漁業により採捕されたまあじ、まいわし並びにまさば及びごまさば</p> <p>(2) 前条第3号に掲げる漁業により採捕されたまいわし</p>
<p>(漁獲努力量等の報告の方法)</p> <p>第4条 法第17条第4項の規定による報告は、<u>さわら流しさし網漁業（香川県漁業調整規則（平成20年香川県規則第7号）第7条第7号に規定するさし網漁業であって動力漁船で流し網を使用して第2種特定海洋生物資源のさわらをとることを目的とするものをいう。）</u>による当該さわらに係る漁獲努力量について、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の中欄に掲げる集計日ごとに当該集計日が属する期間における当該漁獲努力量を</p>	<p>(漁獲努力量等の報告の方法)</p> <p>第4条 法第17条第4項の規定による報告は、さわら流しさし網漁業（動力漁船で流し網を使用して第2種特定海洋生物資源のさわらをとることを目的とする香川県漁業調整規則（昭和40年香川県規則第93号）第3条第6号に掲げる漁業をいう。）による当該さわらに係る漁獲努力量について、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の中欄に掲げる集計日ごとに当該集計日が属する期間における当該漁獲努力量を集計し、同表の右欄に</p>

集計し、同表の右欄に掲げる報告期限までに行うものとする。

略

2・3 略

掲げる報告期限までに行うものとする。

略

2・3 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。